



いじめに対する基本的な考え

★いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。

- ・学校内にとどめず、保護者や地域住民と共有し、連携することで、児童を取り巻く環境全体での「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取り組みを積極的に展開する。

いじめ防止等の対策のための組織

いじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まずに、組織的に対応するために、「いじめ不登校対策委員会」を設置する。

＜構成＞ 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・担任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭
状況に応じ、スクールカウンセラー等の外部専門家

いじめの防止等に関する具体的な取り組み

未然防止

■人権尊重の精神を貫いた教育活動の展開

- ・自他の大切さを認めることができる人権感覚の育成
- ・発達段階に応じた法教育の意識の高揚

■どの児童にとっても、安全で安心な学校・学級づくり

- ・お互いの違いを理解し合える学級づくり
- ・関わり合い、認め合い、応援し合える人間関係づくり
- ・なかよし遊び等の活動による自己信頼感の育成
- ・困りをしっかりと受け止めることができる体制づくり

■未然防止教育の実施

- ・いじめの問題を自分のこととして正面から向かい合うことができるような体験的な学び
- ・いじめの衝動を発生させる不安や葛藤等に対するアンガーマネジメント教育や心理教育等
- ・発達段階に応じた、いじめ防止対策促進法やいじめ防止基本方針の理解促進
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する情報モラル教育の推進

早期発見・早期対応

■早期発見の組織的な取り組み

- ・具体的ないじめの態様ごとの項目を設けた教育相談アンケートの実施及び早期対応
- ・「困ったときには先生に相談したい」という気持ちを生み出す教育相談
- ・休み時間等における、児童に安心感を与えるこまめな校内巡視
- ・家庭や地域、関係機関との連携による、いじめに気付くネットワークづくり

■早期対応時の取り組み

- ★いじめの被害者、いじめを知らせた児童を最後まで守り抜く体制の整備
- ・事実確認と情報収集の短時間かつ正確な実施

いじめに対する措置

■いじめ被害者に対する支援

- ・二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行為）の発生防止に向けた心のケアと解決志向
- ・安全な場所の確保やいじめた児童及び周囲の児童への指導に関する具体的支援案の提示
- ・自尊感情を高める声掛け

■いじめ加害者に対する指導

- ・子どもの背景にも目を向けた指導
- ・「いじめ行為は絶対に認められない」という毅然とした態度をとりながらも、加害者の保護者とともに、加害者の成長支援という視点に立った働きかけ

■周囲の児童に対して

- ・いじめの傍観者から抑止する仲裁者への転換の推進
- ・正義に基づき、勇気をもって、いじめを訴えられる行動の推進

重大事態への対応

いじめ防止対策促進法28条に基づき、重大事態が発生した場合は、迅速かつ組織的に対応するとともに、教育委員会への報告や当該事態の調査、児童のケア等を最優先に、重大事態の解決に向けて取り組みます。

重点的な取り組み

- ・いじめの問題に対する対応等について、すべての教職員で共通理解を図るための校内研修会を実施します。また、教員の指導力向上に向けて、専門家を活用した研修や具体的な事例をもとにした研修を計画的に実施します。
- ・「いじめは絶対に許されない行為である」との考えのもと、あらゆる機会を通じて、教職員、家庭・地域、児童に対するいじめの防止等についての周知・啓発活動を行います。
- ・インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童が生涯にわたり、巻き込まれることを防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を発達段階に応じて行います。